

変更届提出書類一覧(建設工事・測量コンサル等)

変更届のおもての様式は中央公契連(中央公共工事契約制度運用連絡協議会)様式 または県の様式：
http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18100/kensetsu/qualification23/apd1_7_2011020610133608.pdf
 会社名ふりがな、郵便番号、FAX 番号の記入すること。

変更内容	提出書類
許可(登録)更新	提出の必要なし
許可(登録)変更	
許可区分(特定、一般)の変更 (建設工事のみ)	変更届、建設業許可の写し
許可(業種)の追加、削除	変更届、新許可(新登録)証明書(通知書)の写し
経営事項審査結果の更新 (建設工事のみ)	総合評定値通知の写し(有効期間1年7ヶ月。この間に次の経審の更新をしないと元請で500(建築は1,500)万円以上の建設工事は受注できない。)建設業法第27条の23第1項 <u>改正後の最新のもの</u> を提出すること。
企業合併	企業合併に関する書類(役員会・総会等における議決証明等) 参加資格承継承認申請書、経営事項引継書 登記簿謄本が出来しだい、新規登録時と同じ書類を提出(経歴書、納税証明書は除く)
本社及び本店関係の変更	
組織・社名変更	変更届、登記簿謄本、印鑑証明、使用印鑑届、委任状(委任関係のある場合のみ)
住所変更	変更届、登記簿謄本(コピー可)、委任状(委任関係のある場合のみ)
代表者変更	変更届、委任状(委任関係のある場合のみ) 登記簿謄本(法人の場合)(コピー可) 身分証明書(個人の場合)(コピー可)
電話・FAX 番号の変更	変更届
支社及び支店関係の変更(委任関係のある支店等の場合のみ届が必要)	
住所変更	変更届、登記簿謄本(支店等の登記がある場合)(コピー可)、委任状
名称の変更	変更届、登記簿謄本(支店等の登記がある場合)(コピー可)、使用印鑑届、委任状
支店長等の変更	変更届、委任状
支店等の廃止	変更届(委任先の確認、新設定は下記、受任者の設定へ)
電話・FAX 番号の変更	変更届
受任者の設定 (今まで委任関係のなかった既存、新設の支店に設定する場合)	変更届、委任状、登記簿謄本(支店等の登記がある場合)(コピー可) 納税証明書(支店等の所在する市町の法人市町民税(新設直後は不要))(発行から3ヶ月以内のもの)
廃業の場合	廃業届

変更届提出書類一覧(物品の売買及び業務委託)

変更届様式：物品の売買及び業務委託様式 別記様式第 4 号

変更内容	摘 要
事業内容の変更	変更届 営業に必要な許可証の写し（販売・業務の実施にあたり、特に許可証を必要としない業者は不要です。）
取引使用印鑑届の変更	変更届 別記様式第 3 号 商号又は名称の@は会社(本社)印 代表者氏名の@は代表者(本社)印
登記事項の変更	登記事項証明書（登記簿謄本）（コピー可） （1）本社を管轄する法務局が発行する証明 （2）発効日 3 ヶ月以内のものであること
本社及び本店関係の変更	
組織・社名変更	変更届、登記簿謄本、印鑑証明、使用印鑑届、委任状(委任関係のある場合のみ)
住所変更	変更届、登記簿謄本(コピー可)、委任状(委任関係のある場合のみ)
代表者変更	変更届、委任状(委任関係のある場合のみ) 登記簿謄本(法人の場合)（コピー可） 身分証明書(個人の場合)（コピー可）
電話・FAX 番号の変更	変更届
支社及び支店関係の変更(委任関係のある支店等の場合のみ届が必要)	
住所変更	変更届、登記簿謄本(支店等の登記がある場合)（コピー可）、委任状
名称の変更	変更届、登記簿謄本(支店等の登記がある場合)（コピー可）、使用印鑑届、委任状
支店長等の変更	変更届、委任状
支店等の廃止	変更届(委任先の確認、新設定は下記、受任者の設定へ)
電話・FAX 番号の変更	変更届
受任者の設定 (今まで委任関係のなかった 既存、新設の支店に設定する 場合)	変更届、使用印鑑届、委任状、登記簿謄本(支店等の登記がある場合) (コピー可) 納税証明書(支店等の所在する市町の法人市町民税(新設直後は不要))(発行から3ヶ月以内のもの)
使用印の変更	変更届、印鑑証明書(発行から3ヶ月以内のもの)、委任状(委任関係のある場合のみ)
廃業の場合	廃業届